

知っていますか？

試用期間の意味について

試用期間におけるトラブル防止のために

採用の際に3カ月程度の試用期間を設けて労働契約を締結する企業が多いと思われます。この「試用期間」の法的な意味や試用期間中における紛争事例等の紹介、試用期間中の労務管理のポイントなどを弁護士・社会保険労務士が解説いたします。



- 日時** 令和元年 **9月20日(金)** 13:30～受付開始 *名刺を1枚ご用意お願いいたします。
13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10～個別相談会
- 会場** **AER7階 アシ☆スタ交流サロン** (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)
- 定員** **30名** (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。
- お申し込み方法** セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー内容

13:45～14:30

セミナーⅠ

試用期間の法的な意味と生じやすい問題

試用期間の法的な意味と、試用期間中に生じやすい問題などについて裁判例等を踏まえ解説いたします。

講師 佐藤 康浩 仙台市雇用労働相談センター相談員
弁護士(三島法律事務所)

参加
無料

14:40～15:25

セミナーⅡ

試用期間中、期間後の労務管理の留意点

試用期間中、期間後の労働者の身分の変化に応じた労務管理について、紛争防止のための留意すべきポイントを解説いたします。

講師 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:25～16:10

グループ・コンサルティング

数名の参加者に弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

16:10～

個別相談会

*希望者のみ

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。

- 主催** 仙台市雇用労働相談センター **共催** 公益財団法人仙台市産業振興事業団(仙台市起業支援センターアシ☆スタ)
- 後援** せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____)		不参加

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(9月20日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

無料セミナー
情報満載!!



LINE@お友達募集中!

仙台市雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

雇用のイロハ
**仙台
ELCC**
仙台市雇用労働
相談センター

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp

ホームページ http://sendai-elcc.jp/

仙台ELCC

検索

営業時間 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

ホームページから申込みもできます。

仙台
特区